

神戸女子文化教育学会 規約

(名称)

第1条 この団体は、神戸女子文化教育学会（以下「本団体」という）と称する。

(本部)

第2条 本団体の所在地は、兵庫県神戸市中央区下山手通2丁目13番3号建創ビル96とする。

(目的)

第3条 本団体は、女子に対するさまざまな教育に関する支援活動を行うことにより、「質実剛健にして進取の気性をもて」を基本精神とする女子教育の思想文化の、大正・昭和・平成と続いてきた命脈をこれからも永遠たるものにならしめんとすることを目的とし、平成20年3月16日に設立する。

(事業の種類)

第4条 本団体は、前条の目的を達成するために高等学校教育に関する活動を行い、次の事業を実施する。

- (1) 女子の4年制大学への進学率を向上させる取り組み
- (2) 女子の教育格差を是正させる取り組み
- (3) その他、目的の達成に必要と思われる活動

(会員)

第5条 本団体の会員は、次の2種類とする。

- (1) 正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。
- (2) 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会した者とする。

(入会)

第6条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、入会届により、代表に申し込むものとする。

(退会)

第7条 会員は、退会届を代表に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき
- (2) 1年以上活動実績がないとき

(役員)

第8条 本団体に次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 1名
- (3) 会計 1名

(職務)

第9条 代表は、本団体の活動を統括する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき又は代表が欠けたときは、代表があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 会計は、本団体の会計を担当する。

(選任)

第10条 役員は総会において、会員の中から選任する。

(任期)

第11条 役員は任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(解任)

第12条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき
- (2) その他、解任に相当する事項が認められるとき

(総会)

第13条 本団体の総会は、会員を持って構成し、毎年1回開催するものとする。ただし、必要があるときは、臨時に総会開催することができる。

2 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 規約、事業等の改廃
- (2) 事業計画ならびに予算
- (3) 本団体の解散
- (4) 役員の選任および解任
- (5) その他、本団体の運営に関する重要な事項

3 総会は、代表が召集する。

4 総会の議長は、代表がこれに当たる。

5 総会は、2分の1以上の出席で成立し、出席者の過半数で決議する。

(専門部会)

第14条 本団体は、第4条第3項の活動を行うため、必要な専門部会を置くことができる。

2 この専門部会を置いたときは、その運営にあたるため、代表が本団体外より専門委員を選任することができる。

(資産および会計)

第15条 本団体の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別途定める財産目録に記載のある資産
- (2) 活動に伴う収入
- (3) その他の収入

2 本団体の資産は、代表が管理し、その方法は総会の議決によりこれを定める。

3 本団体の経費は、資産をもって支弁する。

4 本団体の予算は、代表が作成し、毎会計年度開始前に総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

5 本団体の決算は、代表が収支計算書、財産目録等として作成し、会計監査を受け、毎会計年度終了後3か月以内に総会の承認を受けなければならない。

6 本団体の会計年度は、毎年1月1日に開始し、12月31日に終了する。

附則

1 この規約は、平成20年3月16日から施行する。

2 本団体の活動休止にともない、この規約は、平成21年6月4日から施行を停止する。

3 本団体の活動再開にともない、この規約は、令和2年8月4日から再施行する。

4 この規約は、令和2年8月4日に一部改正(第14条の追加ならびに第2条の変更)する。

5 この規約は、令和3年11月18日に一部改正(第14条第2項・第15条の追加ならびに第3条・第13条第2項2号の変更)する。

6 この規約は、令和4年3月16日に一部改正(第2条の変更)する。